

議会運営委員会

令和 8 年 2 月 1 7 日（火）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日は、令和 8 年第 1 回定例会に係る議会運営委員会ということでお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ここで市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 8 年第 1 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 2 号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第 3 0 号「尾鷲市監査委員の選任について」までの計 2 9 議案で、条例の制定議案が 2 件、条例の一部改正議案が 9 件、条例廃止議案が 1 件及び議案第 1 4 号「令和 8 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第 2 3 号「令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について」までの予算議案が 1 0 件並びに指定等の議案が 5 件、選任議案が 2 件であります。また、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が 1 件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、どうぞよろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、提出議案についての説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和 8 年第 1 回尾鷲市議会定例会への提出議案につきまして御説明いたします。

議案書のほうの 1 ページのほうを御覧ください。

初めに、議案第 2 号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から乳児等通園事業の給付制度を開始することに関して、事業者が乳児等支援給付費の支給に係る事業者

である旨の確認の基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、12ページの議案第3号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」につきましては、公立のとちのもり保育園におきまして令和8年4月1日から始まる乳児等通園支援事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、14ページのほうを御覧ください。

議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」につきましては、国におきましてデジタル技術の進展を踏まえた規制の見直しを推進するため、書面による掲示規制における行政手続法の一部改正が行われましたことに伴いまして、これに準じた改正を行うため、条例のほうの一部を改正するものであります。

次に、17ページを御覧ください。

議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、令和7年度人事院勧告に基づきまして、通勤手当の見直し、期末勤勉手当支給月の支給の割合の整理を行うなどの条例の一部を改正するものであります。

次に、20ページのほうを御覧ください。

議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、職員の給与条例に準じ、会計年度任用職員に係る給料表を適用するなどの条例の一部を改正するものであります。

次に、41ページのほうを御覧ください。

議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと、これに準じて職員等に対しまして支給する旅費の取扱いの見直し、こちらのほうを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、52ページを御覧ください。

議案第8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会の設置目的につきまして国の施策名が変更となったため、本市の実情に合わせた内容を詳細に明記するよう条例の一部を改正するものであります。

次に、54ページを御覧ください。

議案第9号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、子育て世代への支援拡充を目的としまして、全世代で費用負担する子ども・子育て

支援金制度、こちらが令和8年4月1日より開始されることに伴いまして、当該納付金に係る区分を追加するとともに、地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額の上限を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、59ページを御覧ください。

議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、都市公園である国市浜公園内に新たに野球場が建設されることに伴いまして、尾鷲市都市公園条例に有料公園施設の設置を追加、また、使用料等については他の運動施設と同様に定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、62ページを御覧ください。

議案第11号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の減少や高齢化が進む中、地域防災力の維持強化、こちらのほうを図るため、団員等の任命要件を見直すための条例の一部を改正するものであります。

次に、64ページを御覧ください。

議案第12号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の補償基礎額等の一部見直しに伴いまして、同様の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、66ページを御覧ください。

議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の廃止について」につきましては、制定当時、特殊旅館業の新規営業を規制する法令がなかったため本条例は制定されておりましたが、その後、風営法及び旅館業法による規制が強化されたこと、同様の規制が県において、三重県においても行われましたことから、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第14号から議案第23号までの予算関連議案を主要事項説明に基づき、概略を説明させていただきます。

まず、令和8年度当初予算主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

令和8年度当初予算につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が133億609万8,000円で、前年度比11億6,467万4,000円の追加であります。

また、特別会計は、国民健康保険事業会計が16億7,221万7,000円で、4億9,860万4,000円の減少、後期高齢者医療事業会計が7億3,445万

1,000円で、194万8,000円の増加であります。

企業会計は、病院事業会計が51億3,003万8,000円で、1,938万9,000円の減少、水道事業会計が9億6,009万7,000円で、5,518万円の増加となっております。

次に、2ページを御覧ください。

一般会計の歳入であります。

主なものとして、1款市税は、前年度比657万9,000円減の18億5,371万3,000円であります。

2款地方譲与税から8款環境性能割交付金までは、過去の実績等を勘案して計上したもので、それぞれ記載のとおりであります。

次に、9款地方特例交付金は、前年度比500万円増の1,200万円を計上しておりまして、これは、軽自動車税環境性能割の減収補填分として330万円、地方揮発油譲与税減収補填分として170万円、合わせて500万円の増額を見込んだものであります。

次に、10款地方交付税1億5,760万円増の45億1,700万円で、内訳は、普通交付税が38億5,200万円、特別交付税が6億6,500万円であります。

次に、12款分担金及び負担金は、1,721万8,000円増の7,231万5,000円であります。

次に、14款国庫支出金は、2億2,930万3,000円減の14億9,825万7,000円で、津波避難タワー整備事業に対する防災安全交付金9,270万円の増、商品券発行事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,677万円の増及び多目的スポーツフィールド整備事業に対する社会資本整備総合交付金4億5,251万5,000円の減等が主な要因であります。

次に、15款県支出金は、1,832万6,000円減の6億7,301万4,000円で、津波避難タワー整備事業に対するいのちを守る防災・減災総合補助金2,317万5,000円の増及び参議院議員及び三重県知事選挙執行委託金4,049万8,000円の減等によるものであります。

17款寄附金、ふるさと応援寄附金4億円を計上しております。

次に、18款繰入金は、3億1,431万9,000円増の14億5,915万5,000円で、主なものとしまして、財政調整基金繰入金が7億1,954万1,000円、ふるさと応援基金繰入金が4億5,353万7,000円、また、広域ごみ処理施設整備事業に対しまして、公共施設等基金から5,000万円を繰り入れてい

るほか、体育文化会館・中央公民館耐震長寿命化整備事業の木質化工事に対しまして、森林環境譲与税基金から1億554万9,000円の繰入金を計上しております。

次に、20款諸収入、4,822万9,000円減の1億6,921万4,000円で、デジタル基盤改革支援補助金9,119万5,000円の減が主なものであります。

次に、21款市債、9億6,450万円増の19億1,940万円で、東紀州環境施設組合施設整備事業債4億2,220万円の増、体育文化会館・中央公民館耐震長寿命化整備事業に対する社会教育施設等整備事業債8億490万円の増等によるものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出であります。

款別の予算額につきましては記載のとおりでございますので、御参照のほど、お願いいたします。

次に、4ページを御覧ください。

性質別歳出の一覧であります。

主なものとして、まず、人件費につきましては、前年度比8,443万円増の19億6,479万7,000円で、人事院勧告による給与費の増等が主な要因であります。

次に、物件費は、1億7,302万3,000円増の23億7,648万円で、商品券発行事業業務委託料1億7,796万8,000円の増加等が主な要因であります。

一つ飛ばしまして、扶助費につきましては、403万6,000円増の19億28万9,000円であります。

また、補助費等は、6億7,789万3,000円増の26億4,193万9,000円で、主な増加要因は、東紀州環境施設組合負担金4億9,172万2,000円、病院事業会計負担金9,276万1,000円、三重紀北消防組合負担金3,003万1,000円のそれぞれの増加であります。

次に、公債費につきましては、979万4,000円減の9億2,576万3,000円、積立金につきましては、2,083万5,000円減の2億6,586万円、一つ飛びまして、繰出金につきましては、1,142万8,000円増の12億3,185万1,000円あります。

次に、投資的経費は、2億3,756万1,000円増の19億1,507万4,000円で、うち、補助事業費7億3,908万円の減額、こちらは多目的スポーツフィールド整備事業9億503万円の減、津波避難タワー整備事業1億3,905万円の増等が主な要因であります。

また、単独事業費9億2,714万1,000円の増額は、体育文化会館及び中央公民館耐震長寿命化整備事業9億8,880万4,000円の皆増が主な要因であります。

県営事業負担金につきましては4,950万円の増額で、街路事業地元負担金5,000万円の増が主な要因であります。

続きまして、5ページから18ページまでは、一般会計の歳出の主要事項について款別に取りまとめましたので、御参照のほど、お願いいたします。

続きまして、19ページのほうを御覧ください。

債務負担行為であります。

議場映像音響システム等更新リース料をはじめ、計7件について債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間及び限度額については記載のとおりであります。

次に、20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳出の2款保険給付費の減少見込み等により、歳入歳出それぞれ、前年度比4億9,860万4,000円減の16億7,221万7,000円であります。

21ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳出の1款総務費増加等によりまして、歳入歳出それぞれ、前年度比194万8,000円増の7億3,445万1,000円あります。

次に、22ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が、医業収益9,280万3,000円の増加、医業外収益8,884万5,000円の増加により、前年度比1億8,164万8,000円増の42億4,792万8,000円、支出が医業費用1億4,082万7,000円の増加、医業外費用216万円の減少により、前年度比1億3,866万7,000円増の46億6,299万円あります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、企業債490万円の増加、負担金1億361万2,000円の減少によりまして、前年度比9,871万2,0

00円減の3億4,507万1,000円、支出が建築改良費496万8,000円の増加、企業債償還金1億6,242万4,000円の減少等によりまして、1億5,805万6,000円減の4億6,704万8,000円であります。

債務負担行為につきましては、学資貸与金など計2件で、それぞれの期間、限度額は記載のとおりとなっております。

次に、23ページを御覧ください。

水道事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が営業収益1,472万5,000円減少等により、前年度比1,227万9,000円減の5億6,489万6,000円、支出が営業費用1,781万7,000円の増、営業外費用1,088万4,000円の減少により、前年度比693万3,000円増の5億2,384万2,000円であります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、負担金4,550万9,000円、企業債1,350万円のそれぞれの増加により、前年度比5,900万9,000円増の1億2,285万4,000円、支出が、建設改良費6,356万円の増加等により、前年度比6,745万9,000円増の3億9,520万1,000円であります。

債務負担行為につきましては、水道窓口及び検針収納業務など計2件で、それぞれ期間、限度額は記載のとおりとなっております。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、令和7年度の補正予算について説明させていただきます。

一般会計補正予算（第12号）主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が、歳入歳出それぞれ5億4,071万5,000円の増額、特別会計では、国民健康保険事業会計が7,194万3,000円の減額、後期高齢者医療事業会計が2,296万9,000円の増額であります。

また、企業会計の病院事業会計では、歳入が1億36万8,000円の減額、歳出が407万3,000円の増額、水道事業会計では、歳入が707万3,000円、歳出が258万9,000円のそれぞれの減額であります。

2ページのほうを御覧ください。

一般会計補正予算の歳入であります。

主なものとしたしまして、1款市税7,589万円の増額は、市民税、固定資産

税等、調定額が当初見込みを上回ったものであります。

次に、10款地方交付税1億8,826万6,000円の増額は、普通交付税の追加交付によるものであります。

次に、14款国庫支出金1億9,750万6,000円の増額は、津波避難タワー整備事業に対する防災安全交付金2億3,530万円の増額等によるものであります。

次に、15款県支出金が2,260万6,000円の増額は、同じく津波避難タワー整備事業に対するいのちを守る防災・減災総合補助金5,882万5,000円の増額等によるものであります。

次に、16款財産収入236万円の減額は、流木売却収入388万円の減額等によるものであります。

次に、17款寄附金201万円の減額は、地方創生応援寄附金として、5者から計799万円を御寄附いただいたほか、藻類養殖試験事業を実施するため、募集していました寄附がなかったことによりまして、1,000万円を減額するものであります。

次に、18款繰入金2,715万7,000円の増額は、後期高齢者医療事業会計からの前年度精算金3,334万1,000円の収入等によるものであります。

次に、20款諸収入225万3,000円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金650万6,000円の減額、J-クレジット販売収入352万円の増額等によるものであります。

次に、21款市債3,590万円の増額は、過疎債（ハード分）の配分額増加によるもののほか、津波避難タワー整備事業債5,880万円の増額等によるものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出であります。

款別の補正額につきましては、記載のとおりであります。このうち主なものにつきまして、4ページの歳出明細書で御説明いたします。内容につきましては、事業費の精算による減額以外のもの、こちらを中心に説明させていただきます。

まず、各款共通の人件費のうち、一般職の職員手当4,602万4,000円の増額は、退職手当の増額等によるものであります。

次に、総務費のうち、一般管理費の情報化推進事業で、ガバメントクラウド利用料が436万8,000円の増額、また、財産管理費の基金積立金は、今回の補正

に伴う財政調整基金積立金 3 億 3,698 万 6,000 円及び普通交付税の追加交付等に伴う減債基金積立金 1,762 万円、ゼロカーボンシティ推進基金積立金 732 万円のそれぞれ増額が主なものであります。

次に、防災費の防災施設整備事業は、令和 7 年度事業費の追加申請が認められたことによりまして、津波避難タワー整備工事費請負費 3 億 5,295 万円の増額であります。

続きまして、5 ページを御覧ください。

民生費の社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計繰出金 754 万 5,000 円の増額は、保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものであります。

次に、老人福祉費のうち、老人福祉施設援護事業の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 773 万円の増額は、市内事業者が実施します非常用自家発電設備整備事業に対する国からの交付金を同額補助金として交付するものであります。

次に、後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金 1,241 万 1,000 円の減額は、保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものであります。

また、児童措置費の保育所等運営費（施設型給付費）3,199 万 7,000 円の減額は、見込額の減少によるものであります。

次に、6 ページを御覧ください。

衛生費のうち、中段やや下の斎場管理費、斎場指定管理料につきましては、燃料使用量の増加に伴い、11 万 7,000 円を増額するものであります。

また、衛生費の最下段にあります病院事業会計負担金 229 万 6,000 円の増額は、周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響で増加したことに伴うものであります。

次に、農林水産業費のうち、下段にあります管理費のみんなの森プロジェクト事業につきましては、企業版ふるさと納税獲得手数料 419 万 8,000 円の増額が主なものであります。

7 ページを御覧ください。

水産振興費の藻類養殖試験業務委託料につきましては、本事業に対する寄附がなかったことから、1,000 万 1,000 円を減額するものであります。

以降の土木費、消防費、教育費、こちらにつきましては、事業費の精算に伴う減額が主なものとなっております。

続きまして、8 ページのほうを御覧ください。

繰越明許費であります。

追加6件につきましては、津波避難タワー整備事業から社会教育施設整備事業までの記載のとおりでございます。それぞれ、年度内での事業実施が困難であるため、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為補正であります。

まず、追加1件につきましては、燃料使用量の増加に伴い、尾鷲市斎場指定管理料追加分として、期間を令和8年度から9年度、限度額を28万円と定めるものであります。

また、変更1件につきましては、プロポーザルの結果により、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の限度額162万6,000円を減額し、2,278万3,000円に変更するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入歳出それぞれ7,194万3,000円減額するもので、歳入の主なものは、1款国民健康保険税1,755万3,000円の増額、2款県支出金は、普通交付金の減額等により9,709万5,000円の減額、4款繰入金は、一般会計からの繰入金754万5,000円の増額であります。

歳出につきましては、2款保険給付費1億円の減額、6款基金積立金2,888万4,000円の増額が主なものであります。

続きまして、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出それぞれ2,296万9,000円を増額するもので、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料203万9,000円の増額、2款繰入金が一般会計からの繰入金1,241万1,000円の減額、4款諸収入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの前年度精算金3,334万1,000円の増額であります。

歳出につきましては、2款広域連合負担金1,037万2,000円の減額、3款諸支出金は、一般会計への繰出金3,334万1,000円の増額であります。

次に、11ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第3号）であります。

まず、収益的収入及び支出の収入は、入院患者数の減少により、医業収益が1億2,032万4,000円の減額、医業外収益は、一般会計からの周産期医療に対する負担金229万6,000円及び地域連携周産期支援事業補助金等1,936万円の増額により、計2,165万6,000円の増額であります。

支出は、退職給付金 2,757万7,000円の増額及び経費の実績見込みに伴う減額によりまして、医業費用が697万7,000円の増額、控除対象外消費税の減額等により、医業外費用が127万4,000円の減額であります。

また、資本的収入及び支出の収入は、企業債が170万円の減額、支出は、入札により医療機器購入費等の減額によりまして、建設改良費163万円の減額であります。

次に、12ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算（第4号）であります。

まず、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が22万6,000円の減額、また、預金利息等の増額によりまして、営業外収益が195万3,000円の増額、特別利益が13万円の増額で、計185万7,000円の増額であります。

支出につきましては、経費の実績見込みに伴う減額等により、営業費用が197万7,000円の減額、営業外費用は消費税納付額の増額により73万円の増額、特別損失は、減価償却費の計上漏れによりまして250万2,000円の増額で、計125万5,000円の増額であります。

また、資本的収入及び支出の収入は、一般会計からの負担金523万円及び企業債370万円のそれぞれの減額によりまして、計893万円の減額、支出につきましては、建設改良費が384万4,000円の減額であります。

予算関連議案の説明は以上であります。

次に、議案書のほうをお願いいたします。

議案書の78ページをお願いいたします。

議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」につきましては、令和3年度に策定いたしました計画が計画期間の終了を迎えますことから、新たに令和8年度から令和12年度を計画期間とした尾鷲市過疎地域持続的発展計画を策定したいので、尾鷲市議会基本条例第9条第3号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までにつきましては、公の施設管理の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各議案に係る指定管理者との指定期間につきましては、79ページのほうを御覧ください。

議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきまして、指定管理者を三重交通株式会社とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものであります。

次に、80ページをお願いいたします。

議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、81ページを御覧ください。

議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を公益財団法人尾鷲文化振興会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、82ページのほうを御覧ください。

議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴い設置されました道路等の4路線を新たに市道路線として認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、87ページを御覧ください。

議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち、南進氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、89ページを御覧ください。

議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、識見を有する者のうちから選任する監査委員である民部俊治氏が本年2月28日に任期満了となるため、新たに、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する西謙一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案の91ページを御覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、濱野公壽氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある濱野公壽氏を引き続き人権擁護委員に

推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして提出議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

提出議案の説明は以上であります。

ただいまの説明に対して特に御質疑等がある方は、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議員派遣について事務局より説明をお願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、議員派遣について説明させていただきます。

まず、一つ目は、4月23日に静岡市において開催予定の第109回東海市議会議長会定期総会、二つ目は、5月20日に名張市で開催予定の第172回三重県市議会議長会定期総会に係るものでございます。

いずれも議長と共に仲明副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、会期及び議事日程(案)と各発言通告の提出期限につきまして、事務局に一括して説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は、2月24日火曜日から3月17日火曜日までの22日間の予定でございます。

2月24日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明(審議留保)、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」までの27議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」の人事案件2議案についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の人事案件についてでございます。

なお、議案第29号、議案第30号及び諮問第1号の人事案件3件の取扱いにつきましては、提案説明の後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略する形で討論、採決を行う予定とさせていただきます。

次に、25日水曜日から27日金曜日までは議案調査のため休会、28日、3月1日は土日のため休会となります。

2日月曜日午前10時より本会議開会、審議の内容といたしましては、定例会初日に提案説明され、審議留保となっております議案第2号から議案第28号までの27議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

5日木曜日から13日金曜日までは、土日を除きまして、それぞれ午前10時より行政常任委員会を開催していただきます。

16日月曜日は予備日とし、17日火曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査経過等に関する委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決などを行い、閉会となる予定でございます。

それでは、次に、各発言通告書の提出期限についてでございますが、まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては2月25日水曜日の午前11時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第29号及び第30号、諮問第1号につきましては2月20日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては2月25日水曜日の午前11時まで、次に、討論発言通告書提出期限につきましては、議案第29号及び議案第30号、諮問第1号につきましては2月20日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月16日月曜日の午前11時までとさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、議長から発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

○小川議長　定例会初日の2月24日の日は、9時55分から市民憲章の唱和をお願いしたいと思いますので、9時55分までに議場に入っていただきたい、そのように思います。

なお、演壇において唱和いただく方につきましては、西野議員をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小川議長　そうしたいと思います。

以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

今回の第1回定例会の市民憲章の唱和は西野議員さんということで決定いたしましたので、よろしく願いをいたします。

他になければ、これで議会運営委員会を閉じますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、議会運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時47分 閉会)